

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項第二号中「第七条」の下に「又は第十三条」を加える。

(奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 奈良県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年三月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち奈良県税条例第五十六条の次に十二条を加える改正規定中「移転登録(以下この号)の下に「次条第二項第二号」を、「使用して新規登録」の下に「又は移転登録」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年二月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。